

議 第 2 1 号 議 案

介護報酬の抜本的な引き上げを求める意見書の提出について
介護報酬の抜本的な引き上げを求める意見書を別紙のとおり、富士見市議会会議規則第13条の規定により、提出します。

平成29年12月14日提出

富士見市議会議長 尾 崎 孝 好 様

提出者 富士見市議会議員 寺 田 玲

賛成者 同 根 岸 操

提 案 理 由

介護報酬の抜本的な引き上げを求める意見書を地方自治法第99条の規定に基づき国会及び政府に対して提出するため、この案を提出します。

介護報酬の抜本的な引き上げを求める意見書

現在、厚生労働省の社会保障審議会では、2018年4月の介護報酬改定に向けた議論が進められている。介護報酬については、2015年4月に過去最大規模となる2.27%もの引き下げが行われたことにより、介護事業所の倒産が過去最高になるなど、事業所の運営に大きな影響を及ぼした。また、介護事業所の職員の処遇改善も進まず、必要な職員数の確保もできないのが実態である。介護の基盤整備と介護事業所の経営の安定化を図ることのみならず、介護の担い手の増加、介護の質の向上、介護事業所の離職者を減らし、利用者や市民に安心をもたらすためにも、介護報酬の引き上げは必要不可欠である。

そもそも介護保険法は、介護サービスが必要な人が人としての尊厳を保持し、有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的としていることから、介護報酬の改定は、利用者に必要な介護が十分行き届くよう質と量を高めることを目指すべきであり、介護報酬改定の目的が社会保障費抑制のためであってはならない。先般11月15日には、全国老人保健施設協会など介護関係・職能111団体が介護の現場を守るための財源確保の要望書の署名181万筆を政府に提出している。

よって、富士見市議会は、国会及び政府に対し、介護保険法の目的を果たすために、安心できる介護の実現を後押しする介護報酬の抜本的な引き上げを行うよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年12月 日

埼玉県富士見市議会

衆議院議長 大島理森様
参議院議長 伊達忠一様
内閣総理大臣 安倍晋三様
厚生労働大臣 加藤勝信様